

第3次食品表示部会の 審議の進め方について



食品表示部会について

法令(別紙)により与えられた任務を遂行するため、
平成25年9月20日第132回消費者委員会において設置を決定した。

委員名簿

(平成25年10月23日現在)

部会長	阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部長
部会長代理	夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	安達 玲子	国立医薬品食品衛生研究所 代謝生化学部 第三室長
	池戸 重信	宮城県産業技術総合センター副所長兼食品バイオ技術部長
	池原 裕二	一般財団法人食品産業センター企画調査部次長
	石川 直基	弁護士
	板倉 ゆか子	消費生活アナリスト
	宇理須 厚雄	藤田保健衛生大学医学部教授
	鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進部長
	春日 雅人	独立行政法人国立国際医療研究センター 総長
	栗山 眞理子	特定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネット 「アラジーポット」専務理事
	河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長(共同代表)
	迫 和子	公益社団法人日本栄養士会 専務理事
	澁谷 いづみ	愛知県豊川保健所長
	立石 幸一	JA全農 食品品質・表示管理部長
	宮地 邦明	日本チェーンストア協会 食品委員会委員

審議の進め方(案)

審議内容

1. 食品表示法(平成25年6月成立・公布)に基づく表示基準案の作成に関し、消費者庁から受ける諮問に対する調査審議(次頁参照)
2. 栄養表示義務化の検討に関する調査審議
3. その他食品の表示に関する調査審議

審議期間

平成25年11月～平成27年8月

(上記1. における調査審議は平成25年11月～平成26年夏ころ)

食品表示部会設置・運営規程

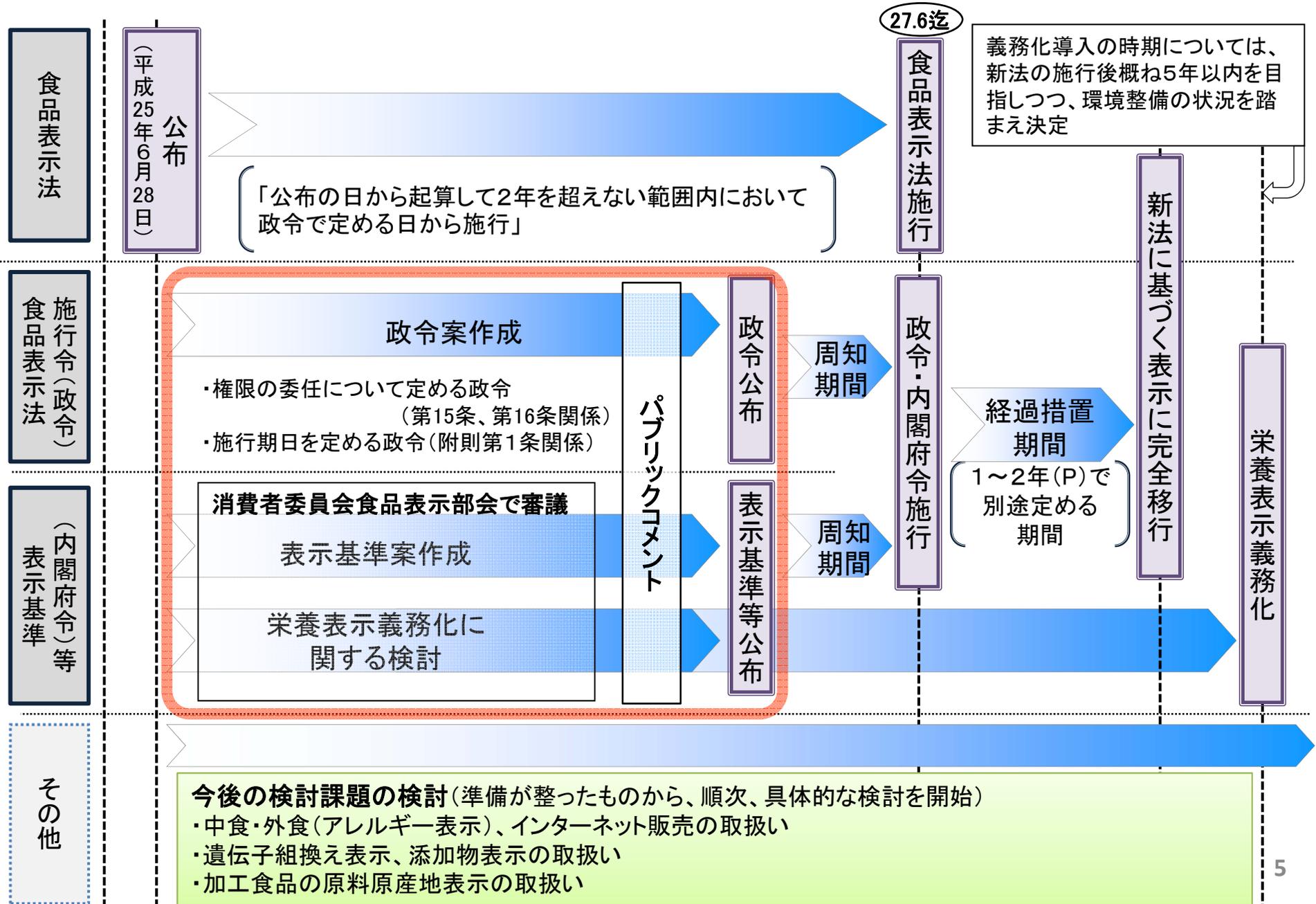
第三条 部会は、以下の事項について、調査審議する。

- 一 食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 二 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 三 内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品に関する表示の基準を定めようとするときに、意見を述べること。
- 四 その他食品の表示に関すること。

食品表示部会での当面の主な検討課題(案)

- 1 総論 … ① 法の統合作業における検討(食品・事業者等の区分などの整理)
- ・表示義務者の考え方の整理
 - ・生鮮食品と加工食品の線引き(食衛法とJAS法)
 - ・生鮮食品と加工食品の線引きをした際の食品の取扱いの変更に伴う、表示基準の適用関係の整理(※次頁参考)
 - ・インスタ販売に係る表示事項の取扱いについての検討(三法)
 - ・業者間取引における表示対象・表示方法の整理(三法)
 - ・JAS法の個別品質表示基準の整理・統合(ルールを統一できるものの整理)
- ② 用語の統一
- 2 栄養表示 … ③ 対象成分(義務化する栄養成分など)
- ④ 対象食品(消費者向け包装食品に限るのか、など)
- ⑤ 対象事業者(除外規定の設定など)
- ⑥ 表示方法
(100g(100ml)当たりとするのか、1包装当たりとするのか、など)
- ⑦ 強調表示
(他の表示と異なる文字の色、大きさによる表示も強調表示に含めるかなど)
- 3 アレルギー表示 … ⑧ 代替表記等の見直し
- ⑨ 表示方法(個別表示、一括表示など)の整理
- 4 その他 … ⑩ レイアウト、文字の大きさの検討

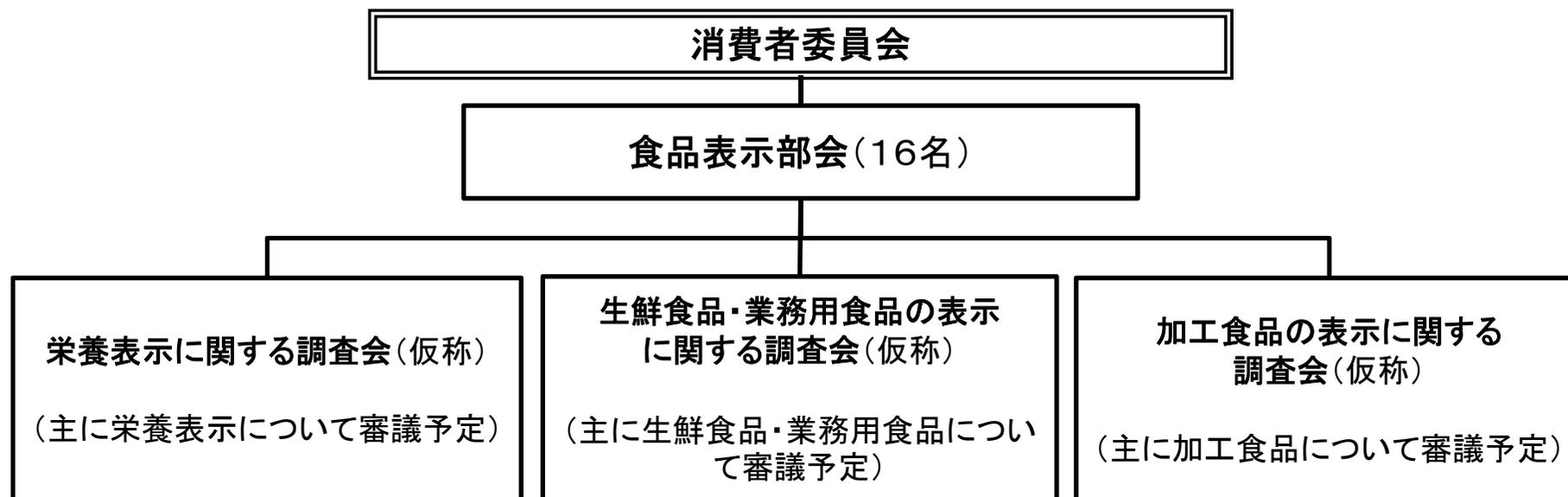
新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール(平成25年11月時点)



審議体制(案)

- 食品表示部会の下に調査会を設置し、効率的に議論を進める。
- 各調査会は1～2か月に1回程度開催を予定。
- 食品表示部会は必要に応じて、各調査会からの報告を受け、調査審議する予定。

組織体制図(案)



(別紙)

■農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(抜粋)

第十九条の十三 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2～4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

6～7 (略)

■食品衛生法(抜粋)

第十九条 内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

■食品表示法(抜粋)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、アレルギー(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

3～6 (略)